



和歌山市公報

令和5年（2023年）3月15日

第1747号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
6	和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	3
7	市長が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則・・・・・・・・（総務課）	30

【訓令】

1	和歌山市住民情報システム運用管理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（デジタル推進課）	30
2	和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	30

【告示】

88	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課）	30
89	公示送達（差押解除通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	33
90	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	33
91	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・・・（納税課）	36
92	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	36
93	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	38
94	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	40
95	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	40
96	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	41
97	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	41
98	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	42
99	道路の占用を制限する区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	43
100	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	44
101	公示送達（固定資産税及び都市計画税納税通知書）・・・・・・・・・・（資産税課）	44
102	公示送達（令和4年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・・・（市民税課）	44
103	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	44
104	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	45
105	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・（指導監査課）	45
106	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	45
107	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	46
108	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・（障害者支援課）	46
109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	46
110	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	47

111	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	47
112	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課)	48
【 公 告 】			
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	48
○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(新型コロナウイルスワクチン接種推進課)	48
○	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・	(新型コロナウイルスワクチン接種推進課)	50
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課)	51
【 選挙管理委員会告示 】			
10	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	51
11	和歌山市長選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の訂正の届出・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	52
12	和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における各投票区の投票所・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	53
13	和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	53
14	和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	53
15	和歌山市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	53
16	和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	54
17	和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	54
18	選挙人名簿の登録要領・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	54
19	和歌山市選挙管理委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程	(選挙管理委員会事務局)	54
【 教育委員会告示 】			
4	教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・	(教育政策課)	55
5	教育委員会臨時会の招集・・・・・・・・	(教育政策課)	55
【 農業委員会公告 】			
○	農業委員会総会の招集・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	55
○	農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・	(農業委員会事務局)	56
【 企業局規程 】			
2	和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(企業総務課)	56
3	和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(企業総務課)	56
4	和歌山市公営企業管理者が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程	(企業総務課)	57
【 企業局告示 】			
9	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・	(企業総務課)	57
10	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・	(企業総務課)	57
11	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	(企業総務課)	58

【 規 則 】

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則を公布する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第6号

和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書）

第2条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）開示請求の年月日

（2）開示請求者の郵便番号及び連絡先並びに本人、法定代理人又は任意代理人の別

（3）代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の状況（未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別及び当該本人が未成年者である場合にあっては、生年月日）、氏名、住所又は居所、郵便番号及び連絡先

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

（開示決定等に係る通知）

第3条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）

（2）法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第3号）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第4条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第4号）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第5条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第5号）によるものとする。

（事案を移送した旨の通知）

第6条 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記様式第6号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第7条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（別記様式第7号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（別記様式第8号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記

様式第9号）を提出して行うものとする。

- 4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第10号）によるものとする。

（保有個人情報の開示の方法等）

第8条 法第87条第1項に規定する文書又は図画（マイクロフィルムを除く。）の写しの交付は、複写機により作成したもの（日本産業規格のA列3番、A列4番、B列4番及びB列5番の大きさの用紙によるものに限る。）又はスキャナにより読み取り、光ディスクに複写したものにより、マイクロフィルムにあっては、リーダープリンタにより用紙に出力したものにより行う。

- 2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

（1）録音テープ 次のア又はイに掲げるいずれかの方法

ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付

（2）ビデオテープ 次のア又はイに掲げるいずれかの方法

ア 当該ビデオテープを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（3）前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次のアからウまでに掲げるいずれかの方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

イ 当該電磁的記録を日本産業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙に出力したものの閲覧又は交付

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

- 3 前2項の規定により交付する写し又は複写したもの若しくは出力したものの交付部数は、1の請求につき1部とする。

- 4 実施機関は、開示決定を受け、保有個人情報を閲覧、聴取又は視聴するものが当該保有個人情報を改ざんし、汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

（開示の実施方法等の申出）

第9条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第11号）によるものとする。

（写しの送付に要する費用）

第10条 個人情報の保護に関する法律施行令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

（訂正請求書）

第11条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）訂正請求の年月日

（2）訂正請求者の郵便番号及び連絡先並びに本人、法定代理人又は任意代理人の別

（3）代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあつては、当該本人の状況（未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別及び当該本人が未成年者である場合にあつては、生年月日）、氏名、住所又は居所、郵便番号及び連絡先

- 2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第12号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第12条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第13号）

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記様式第14号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第13条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第15号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第14条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第16号）によるものとする。

（事案を移送した旨の通知）

第15条 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第17号）によるものとする。

（利用停止請求書）

第16条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の郵便番号及び連絡先並びに本人、法定代理人又は任意代理人の別

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、当該本人の状況（未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別及び当該本人が未成年者である場合にあつては、生年月日）、氏名、住所又は居所、郵便番号及び連絡先

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第18号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第17条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第19号）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記様式第20号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第18条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第21号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第19条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第22号）によるものとする。

（審査会への諮問をした旨の通知）

第20条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（別記様式第23号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（和歌山市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 和歌山市個人情報保護条例施行規則（平成20年規則第48号）は、廃止する。

別記様式第1号（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

整理番号 _____

年 月 日

(宛先) 実施機関

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

<p>ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>その他 () <実施の希望日> _____ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。</p>
--

3 本人確認等

<p>ア 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p>
<p>イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 〒 _____ 電話番号 () _____</p>
<p>ウ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>エ 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>

4 所管課（記入しないください。）

	電話番号 () _____
--	----------------

別記様式第2号（第3条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

[Empty box for disclosure details]

2 不開示とした部分とその理由

[Empty box for non-disclosure reasons]

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時 間：

場 所：

(3) 交付手数料の額

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用

5 所管課

[Empty box for responsible department]

電話番号 ()

6 備考

[Empty box for remarks]

(注) 1 事務所において開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

別記様式第3号（第3条関係）

整理番号

保有個人情報不開示決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

（注） この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号（第4条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

別記様式第5号（第5条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

実施機関



年 _____ 月 _____ 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ _____ 年 _____ 月 _____ 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） _____ 年 _____ 月 _____ 日
所管課	電話番号（ _____ ）
備考	

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

整理番号 _____

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関の長等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先)
備 考	

< 本件連絡先 >

所管課 :

電話番号 :

別記様式第7号（第7条関係）

意見照会書

整理番号

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	所管課： 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第8号（第7条関係）

意見照会書

整理番号 _____

第 号
年 月 日

様

実施機関

印

あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	所管課： 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第9号（第7条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）実施機関

（ふりがな）
氏 名 _____
（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者名）

住所又は居所
〒 _____
（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

別記様式第10号（第7条関係）

整理番号 _____

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関



あなたから _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
所管課	電話番号 ()
備考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 _____ に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 _____ となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第11号（第9条関係）

整理番号 _____

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）実施機関

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 ・ 無

別記様式第12号（第11条関係）

整理番号 _____

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）実施機関

（ふりがな）
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ 電話番号（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____ 〒 _____ 電話番号（ ） _____
3 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 所管課（記入しないください。） 電話番号（ ） _____

別記様式第13号（第12条関係）

整理番号

保有個人情報訂正決定通知書

指令 第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
所管課	電話番号 ()
備考	

(注) この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第14号（第12条関係）

整理番号 _____

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

（注）この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 _____ に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 _____ となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第15号（第13条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

整理番号 _____

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

実施機関

印

年 _____ 月 _____ 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日）
延長の理由	
所管課	電話番号（ _____ ）
備考	

別記様式第16号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

整理番号 _____

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
所管課	電話番号 ()
備考	

別記様式第17号（第15条関係）

整理番号 _____

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

実施機関



年 _____ 月 _____ 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関の長等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 _____ 月 _____ 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先)
備 考	

<本件連絡先>

所管課：

電話番号：

別記様式第18号（第16条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）実施機関

（ふりがな）
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号 （ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日 付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （1）本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （2）本人の氏名 （3）本人の住所又は居所 〒 _____ 電話番号 （ ） _____
3 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
4 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 所管課（記入しないでください。） 電話番号 （ ） _____

別記様式第19号（第17条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
所管課	電話番号 ()
備考	

(注) この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 _____ に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 _____ となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第20号（第17条関係）

整理番号 _____

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

指令 第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
所管課	電話番号 ()
備考	

(注) この決定に対するお問い合わせ等は、上記の所管課までお寄せください。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 _____ に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、 _____ となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第21号（第18条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

整理番号 _____

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

実施機関

印

年 _____ 月 _____ 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日）
延長の理由	
所管課	電話番号 _____（ _____ ）
備考	

別記様式第 2 2 号（第 1 9 条関係）

整理番号 _____

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

実施機関

印

年 _____ 月 _____ 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 _____ 月 _____ 日
所管課	電話番号 (_____)
備考	

別記様式第23号（第20条関係）

諮問通知書

整理番号 _____

第 _____ 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付け に対する審査請求について、次のとおり和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号
所管課	電話番号 ()
備考	

（令和5年3月15日揭示済）

市長が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第7号

市長が管理する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

市長が管理する個人情報の保護に関する規則（平成20年規則第49号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

【 訓 令 】

和歌山市訓令第1号

和歌山市住民情報システム運用管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市住民情報システム運用管理規程の一部を改正する規程

和歌山市住民情報システム運用管理規程（令和2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）第2条第2号に掲げる」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第2条第1項に規定する」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

和歌山市訓令第2号

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第5号中「和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項」を「同法第82条各項、第93条各項又は第101条各項」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第88号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月2日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊1334番地
工場長 山口浩明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊1334番地
- (3) 特定施設の種類
変更なし
- (4) 特定施設に関する事項
変更なし
- (5) 汚水等の処理に関する事項
別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおり
- (6) 排出水の汚染状態及び量
別表第5のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年3月2日から同月24日まで
- (2) 場所
和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 汚水等の処理に関する事項（1）

区分	変更前		変更後						
施設名	油脂系排水処理施設（加圧浮上）		同左						
構造	コンクリート構造		同左						
主要寸法	浮上分離槽 Φ9.6×3.05H(m)		同左						
能力	SS 3,840kg/日		同左						
処理の方式	凝集浮上方式		同左						
1日当たりの使用時間	連続24時間		同左						
使用の季節的変動の有無	なし		同左						
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	162.9	98.6	202.3	122.4	163.0	98.7	202.3	122.5
	SS (mg/L)	123.7	19.7	148.4	23.6	123.6	19.7	148.3	23.6
	OIL (mg/L)	139.2	12.4	166.9	14.9	139.0	12.7	168.4	15.0
	T-N (mg/L)	45.5	41.2	52.8	47.8	46.2	41.8	53.2	48.2
T-P (mg/L)	4.7	1.8	5.6	2.1	4.7	1.8	5.6	2.1	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	5,651.0	5,651.0	6,872.5	6,872.5	5,655.4	5,655.4	6,876.9	6,876.9	

別表第2 汚水等の処理に関する事項（2）

区分	変更前				変更後				
施設名	油脂系排水処理施設（活性汚泥）				同左				
構造	コンクリート構造				同左				
主要寸法	曝気槽 30.6W×30.5L×4.3H(m)				同左				
能力	COD 3,600kg/日				同左				
処理の方式	活性汚泥方式				同左				
1日当たりの使用時間	連続24時間				同左				
使用の季節的変動の有無	なし				同左				
汚水等の 汚染状態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	112.8	20.0	139.2	24.8	112.9	20.0	139.3	24.8
	SS (mg/L)	19.7	12.8	23.6	15.4	19.7	12.8	23.6	15.4
	OIL (mg/L)	11.8	3.0	14.1	3.6	12.0	3.0	14.2	3.6
	T-N (mg/L)	49.1	31.2	55.3	34.4	49.7	31.6	55.7	34.6
	T-P (mg/L)	3.5	1.3	4.2	1.5	3.5	1.3	4.2	1.5
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		5,703.0	5,703.0	7,322.5	7,322.5	5,707.4	5,707.4	7,326.9	7,326.9

別表第3 汚水等の処理に関する事項（3）

区分	変更なし				変更なし				
施設名	活性剤系排水処理施設（凝集沈殿）				活性剤系排水処理施設（生物処理）				
構造	コンクリート構造				コンクリート構造				
主要寸法	沈殿分離槽Φ8.7~Φ13.5×4.1H(m)				曝気槽 有効534m ³ ×4槽・沈殿槽Φ8.4×4.0H(m)				
能力	SS 960kg/日				COD 768kg/日				
処理の方式	凝集沈殿方式				活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				
1日当たりの使用時間	連続24時間				連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				なし				
汚水等の 汚染状態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	187.9	66.3	226.4	79.9	66.3	19.9	79.9	24.0
	SS (mg/L)	37.5	14.9	45.0	17.9	14.9	7.5	17.9	9.0
	OIL (mg/L)	43.0	8.6	51.6	10.3	8.6	1.8	10.3	2.1
	T-N (mg/L)	5.0	4.4	5.0	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4
	T-P (mg/L)	1.4	0.1	1.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		2,232.9	3,828.9	2,232.9	3,828.9	2,232.9	2,232.9	3,828.9	3,828.9

別表第4 汚水等の処理に関する事項（4）

区分	変更なし
施設名	個別活性汚泥処理施設
構造	コンクリート構造
主要寸法	曝気槽 有効35.6m ³ ×8槽・水面積39.7m ²
能力	COD 76.5kg/日

処理の方式	活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				
1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の 汚染状態	区分	通常		最大	
	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	770.0	330.0	924.0	396.0
	SS (mg/L)	150.0	20.0	180.0	23.9
	OIL (mg/L)	4.0	1.9	4.8	2.2
	T-N (mg/L)	340.0	170.0	340.0	17.0
	T-P (mg/L)	30.0	30.0	36.0	36.0
	汚水等の1日当たりの量 (m ³)	52.0	52.0	450.0	450.0

別表第5 排出水の汚染状態及び量

汚水等の 汚染状態	区分	変更前		変更後	
	項目	和歌山港No.6排水口		同左	
		通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	COD (mg/L)	10.7	12.5	10.7	12.5
	SS (mg/L)	13.5	14.3	13.5	14.3
	n-Hex (mg/L)	1.6	1.8	1.6	1.8
	T-N (mg/L)	10.3	11.1	10.4	11.1
	T-P (mg/L)	0.6	0.6	0.6	0.6
	排出水の1日当たりの量 (m ³)	21,006.9	29,151.5	21,011.3	29,155.9

(令和5年3月2日揭示済)

和歌山市告示第89号

差押解除通知書4通を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押解除通知書4通は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年3月3日揭示済)

和歌山市告示第90号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月3日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和歌山市

和歌山市七番丁23番地

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

加納浄水場

和歌山市松島字下新田408-1

(3) 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64号の2イに掲げる沈でん施設及び第64号の2ロに掲げるろ過施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2、別表3及び別表第4のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第5のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年3月3日から同月25日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設	新設			
施設名	沈澱施設	ろ過施設			
特定施設番号及び名称	第64号の2 イ 沈でん施設	第64号の2 ロ ろ過施設			
主要寸法	幅 53.4m×長さ 52.1m×深さ 6.65m	幅 5.4m×長さ 10.8m×深さ 9m			
能力	82,500m ³ /日(1系列)×2	6,875m ³ /日(1池)×24			
工事着手予定年月日	許可後	許可後			
工事完成予定年月日	工事着手後500日	工事着手後1,600日			
使用開始予定年月日	完成後	完成後			
1日当たりの使用時間	24時間	24時間			
使用の季節的変動の有無	なし	なし			
汚水等の汚染状態	区分	通常	最大	通常	最大
	pH	7.0	同左	7.0	同左
	SS (mg/L)	670	同左	18	同左
	COD (mg/L)	73	同左	3.5	同左
	BOD (mg/L)	7.2	同左	0.9	同左
	T-N (mg/L)	9.3	同左	1.2	同左
	T-P (mg/L)	4.6	同左	0.14	同左
	n-Hex (mg/L)	0.8	同左	0.5	同左
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	2,354	同左	2,400	同左	
備考	汚水は事業場外には排出せず、排泥池に移送して場内循環する。		汚水は事業場外には排出せず、排水池に移送して場内循環する。		

別表第2 汚水等の処理に関する事項 (1)

区分	変更なし
施設名	排水池

主要寸法	幅9.2m×長さ16.4m×深さ6m				
能力	排水ポンプ5m ³ /分(1台)×3(うち1台予備)				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	7.0	同左	7.0	同左
	SS (mg/L)	85	同左	85	同左
	COD (mg/L)	25	同左	25	同左
	BOD (mg/L)	4.9	同左	4.9	同左
	T-N (mg/L)	3.7	同左	3.7	同左
	T-P (mg/L)	1.4	同左	1.4	同左
n-Hex (mg/L)	1.0	同左	1.0	同左	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	2,400	同左	2,400	同左	
備考	汚水は事業場外には排出せず、沈砂池へ返送して場内循環する。				

別表第3 汚水等の処理に関する事項（2）

区分	変更なし				
施設名	排泥池				
主要寸法	幅9.2m×長さ19.1m×深さ6m				
能力	排泥ポンプ2m ³ /分(1台)×3(うち1台予備)				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	7.0	同左	7.0	同左
	SS (mg/L)	5,000	同左	5,000	同左
	COD (mg/L)	545	同左	545	同左
	BOD (mg/L)	53.7	同左	53.7	同左
	T-N (mg/L)	69.4	同左	69.4	同左
	T-P (mg/L)	34.3	同左	34.3	同左
n-Hex (mg/L)	6.0	同左	6.0	同左	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	2,354	同左	2,354	同左	

別表第4 汚水等の処理に関する事項（3）

区分	変更なし				
施設名	濃縮槽				
主要寸法	幅25m×長さ25m×深さ4m				
能力	負荷率10mm/分、堰負荷152m ³ /m/分(1池)×2				
処理の方法	重力濃縮				
1日当たりの使用時間	24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	7.0	7.0	7.0	7.0
	SS (mg/L)	5,000	61,000	5,000	61,000
COD (mg/L)	545	6,649	545	6,649	

染 状 態	BOD (mg/L)	53.7	655.1	53.7	655.1
	T-N (mg/L)	69.4	846.7	69.4	846.7
	T-P (mg/L)	34.3	418.5	34.3	418.5
	n-Hex (mg/L)	6.0	73.2	6.0	73.2
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		2,354	235	2,354	235
備考		汚水は事業場外には排出せず、濃縮汚泥は脱水機へ送泥し、上澄水は沈砂池へ返送する。			

別表第5 排出水の汚染状態及び量

排 出 水 の 汚 染 状 態	項目	区分	排出口	
			通常	最大
	pH		5.8~8.6	5.8~8.6
	SS (mg/L)		5	110
	COD (mg/L)		1.4	30
	BOD (mg/L)		1.5	30
	T-N (mg/L)		1.7	50
	T-P (mg/L)		0.06	7
	大腸菌群数 (個/cm ³)		<30	≤3000
	n-Hex (mg/L)		0.8	2
排出水の1日当たりの量 (m ³)			389	1,472

(令和5年3月3日揭示済)

和歌山市告示第91号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月6日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和5年3月6日揭示済)

和歌山市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
11-251	宮251号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
11-252	宮252号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
11-253	宮253号線	和歌山市太田 和歌山市太田	

11-254	宮254号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
13-152	四箇郷152号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
22-247	貴志247号線	和歌山市土入 和歌山市土入	
22-318	藤戸台152号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-319	藤戸台153号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-320	藤戸台154号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-321	藤戸台155号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-322	藤戸台156号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-323	藤戸台157号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-324	藤戸台158号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-325	藤戸台159号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-326	藤戸台160号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-327	藤戸台161号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-328	藤戸台162号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
22-329	藤戸台163号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷	
31-181	有功181号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-182	有功182号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-183	有功183号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-184	有功184号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
31-185	有功185号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
31-186	有功186号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
32-74	直川74号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-75	直川75号線	和歌山市直川	

和歌山市直川

(令和5年3月8日揭示済)

和歌山市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和5年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
11-251	宮251号線	和歌山市太田694番17地先 ～ 和歌山市太田694番11地先	115.4	6.00
11-252	宮252号線	和歌山市太田694番16地先 ～ 和歌山市太田694番12地先	62.1	6.00
11-253	宮253号線	和歌山市太田693番9地先 ～ 和歌山市太田694番6地先	50.5	6.00
11-254	宮254号線	和歌山市太田693番5地先 ～ 和歌山市太田693番13地先	36.5	6.00
13-152	四箇郷152号線	和歌山市有本626番12地先 ～ 和歌山市有本626番8地先	38.8	6.00
22-247	貴志247号線	和歌山市土入168番21地先 ～ 和歌山市土入168番21地先	15.0	6.00
22-318	藤戸台152号線	和歌山市栄谷959番337地先 ～ 和歌山市栄谷977番478地先	246.0	16.00
22-319	藤戸台153号線	和歌山市栄谷974番296地先 ～ 和歌山市栄谷977番10地先	203.0	15.00
22-320	藤戸台154号線	和歌山市栄谷1101番1地先 ～ 和歌山市栄谷977番27地先	179.0	6.00
22-321	藤戸台155号線	和歌山市栄谷1101番40地先 ～ 和歌山市栄谷1101番8地先	179.0	4.00 ～ 7.00
22-322	藤戸台156号線	和歌山市栄谷1101番32地先 ～ 和歌山市栄谷1101番141地先	160.0	6.00
		和歌山市栄谷1101番63地先		

22-323	藤戸台157号線	～ 和歌山市栄谷1101番47地先	190.4	6.00
22-324	藤戸台158号線	和歌山市栄谷1101番97地先 ～ 和歌山市栄谷977番36地先	190.4	6.00
22-325	藤戸台159号線	和歌山市栄谷1101番122地先 ～ 和歌山市栄谷977番48地先	190.4	6.00
22-326	藤戸台160号線	和歌山市栄谷1101番140地先 ～ 和歌山市栄谷977番23地先	210.4	7.00 ～ 9.00
22-327	藤戸台161号線	和歌山市栄谷1101番19地先 ～ 和歌山市栄谷977番83地先	210.7	6.00
22-328	藤戸台162号線	和歌山市栄谷1101番18地先 ～ 和歌山市栄谷1101番18地先	15.0	4.00
22-329	藤戸台163号線	和歌山市栄谷1101番31地先 ～ 和歌山市栄谷1101番31地先	15.0	4.00
31-181	有功181号線	和歌山市六十谷1312番6地先 ～ 和歌山市六十谷1312番11地先	110.0	6.50 ～ 8.00
31-182	有功182号線	和歌山市六十谷1312番15地先 ～ 和歌山市六十谷1354番8地先	29.0	5.00
31-183	有功183号線	和歌山市六十谷1353番22地先 ～ 和歌山市六十谷1354番22地先	110.0	4.00 ～ 7.00
31-184	有功184号線	和歌山市園部1143番1地先 ～ 和歌山市園部1181番3地先	143.0	5.80 ～ 6.30
31-185	有功185号線	和歌山市園部1142番2地先 ～ 和歌山市園部1157番7地先	151.9	6.00
31-186	有功186号線	和歌山市園部1181番3地先 ～ 和歌山市園部1181番3地先	31.3	6.00
32-74	直川74号線	和歌山市直川1273番5地先 ～ 和歌山市直川1273番5地先	28.5	6.00
32-75	直川75号線	和歌山市直川1285番3地先 ～ 和歌山市直川1265番4地先	133.3	6.00
32-76	直川76号線	和歌山市直川1273番2地先 ～	25.5	6.00

		和歌山市直川1273番2地先		
37-223	紀伊223号線	和歌山市弘西674番71地先 ～ 和歌山市弘西674番70地先	21.9	7.80

(令和5年3月8日揭示済)

和歌山市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
31-137	旧	有功137号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功137号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	終点の変更
31-164	旧	有功164号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
	新	有功164号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	終点の変更
38-35	旧	雑賀35号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	
	新	雑賀35号線	和歌山市西浜 和歌山市西浜	終点の変更

(令和5年3月8日揭示済)

和歌山市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年3月8日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
31-137	旧	有功137号線	和歌山市六十谷711番2地先 和歌山市六十谷698番94地先	305.0	6.50 ～ 18.00
	新	有功137号線	和歌山市六十谷711番2地先 和歌山市六十谷1353番22地先	514.0	6.50 ～ 18.00
31-164	旧	有功164号線	和歌山市六十谷1189番22地先 和歌山市六十谷1189番26地先	64.9	8.20

	新	有功164号線	和歌山市六十谷1189番22地先 和歌山市六十谷1196番13地先	160.9	8.20
--	---	---------	--------------------------------------	-------	------

(令和5年3月8日揭示済)

和歌山市告示第96号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年2月25日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年3月9日揭示済)

和歌山市告示第97号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年3月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び大新公園	令和5年2月17日、同月22日、同月24日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び1月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年3月9日揭示済)

和歌山市告示第98号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年3月10日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月18日及び同月26日	令和4年12月8日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月24日	令和4年12月8日
JR六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年11月25日	令和4年12月8日

和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和4年1月16日、同月17日及び同月21日	令和4年12月8日
-------------------	------------------------	-----------

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年3月9日揭示済)

和歌山市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から21日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	今福神前線	堀止東1丁目12番2地先から神前146番1地先まで
市道	西脇山口線	西庄378番1地先から次郎丸226番6地先まで
市道	新和歌浦中之島紀三井寺線	吉田445番1地先から手平3丁目39番10地先まで
市道	直川45号線	直川399番1地先から直川216番2地先まで
市道	直川49号線	直川265番8地先から直川328番8地先まで
市道	直川50号線	直川324番2地先から直川260番2地先まで
市道	和歌山市駅前線	杉ノ馬場1丁目1地先から杉ノ馬場1丁目42番2地先まで
市道	市駅小倉線	杉ノ馬場1丁目42番2地先から栗栖810番1地先まで
市道	古屋西木本線	古屋67番5地先から古屋57番3地先まで
市道	貴志87号線	栄谷153番6地先から栄谷153番15地先まで
市道	貴志49号線	栄谷153番6地先から栄谷60番1地先まで
市道	砂山1号線	築港6丁目22番1地先から築港6丁目5番4地先まで
市道	和歌山大学前線	中459番1地先から中649番5地先まで
市道	中平井線	中2番7地先から平井742番1地先まで
市道	砂山手平線	吹上2丁目13番7地先から吹上1丁目5番地先まで
市道	吹上20号線	吹上1丁目10番地先から吹上1丁目5番地先まで
市道	松島本渡線	鳴神1013番1地先から神前12番5地先まで
市道	城北61号線	十二番丁44番地先から十三番丁47番地先まで
市道	宮北13号線	吉田445番1地先から吉田440番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限を開始する期日

令和5年3月30日

(令和5年3月10日揭示済)

和歌山市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年3月10日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
24-51	西和佐51号線	和歌山市岩橋849番24地先 ～ 和歌山市岩橋849番24地先	旧	14.4	3.10
			新	14.4	6.00

(令和5年3月10日揭示済)

和歌山市告示第101号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和4年度第1期分、第2期分、第3期分、第4期分の納期限は、令和5年3月31日とする。
(別紙省略)

(令和5年3月13日揭示済)

和歌山市告示第102号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年3月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和4年度市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年3月14日揭示済)

和歌山市告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日

30701 12838	株式会社た いよう	ケアプランたいよう 和歌山市六十谷872番地 メゾ ンルピナス106号室	居宅介護支援	令和5年2 月28日
30701 10436	オーアンド ケイ有限会 社	憩いの郷加納 和歌山市加納220	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者 生活介護	令和5年2 月28日
30701 13414	合同会社弘 愛	アルストロメリア訪問介護事業所 和歌山市北町41	訪問介護	令和5年2 月28日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者又は開設者の名 称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91305	株式会社エクセレント	訪問看護ステーションつづみ 和歌山市駕町56	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年3 月1日
30701 14370	合同会社z-Re's	ケアサポートジーリッツ 和歌山市口須佐169番地3	居宅介護支援	令和5年3 月1日
30701 14388	合同会社z-Re's	ケアサポートジーリッツ 和歌山市口須佐169番地3	訪問介護	令和5年3 月1日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所 在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの 種類	指定年月 日
30901 01712	株式会社わかやま健康style 和歌山市福島27番地4 寺田尊紀 和歌山市福島27番地4	フィットネス型デイサー ビスからふる 和歌山市次郎丸80-3 パークハウスJ2 1F	地域密着型 通所介護	令和5年 3月1日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月
-------	----------	-------------	---------	------

業者番号	の名称又は氏名			日
27730 00431	株式会社ケア21	ケア21東淀川 大阪府大阪市東淀川区下新庄 5丁目4番3号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年 3月1日
30701 14388	合同会社z-Re 's	ケアサポートジーリッツ 和歌山市口須佐169番地3	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年 3月1日
30901 01712	株式会社わかやま 健康style	フィットネス型デイサービス からふる 和歌山市次郎丸80-3 パ ークハウスJ2 1F	予防給付型通所サービス	令和5年 3月1日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010 1233 17	アルスト ロメリア 訪問介護 事業所	和歌山市 北町41	居宅介護、 重度訪問介 護	特定なし	合同会社 弘愛	和歌山市北 町41	令和2 年4月 1日	令和5 年2月 28日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者から第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050 1008 45	あんあん	和歌山市有本5 55番地8 プ ラントールビル 102号室	放課後等デ イサービス	有限会社 あんあん	和歌山市吉原8 00番地	平成2 9年3 月1日	令和5 年2月 28日

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124059	ケアサポートジーリッツ	和歌山市口須佐169番地3	居宅介護	特定なし	合同会社 z-Re's	和歌山市口須佐169番地3	令和5年3月1日	令和11年2月28日
3010123994	株式会社ほっこり	和歌山市湊4丁目6-10	重度訪問介護	特定なし	株式会社ほっこり	和歌山市湊4丁目6-10	令和5年3月1日	令和11年2月28日
3010124075	心和ケアステーション	和歌山市雄松町1丁目61番地1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	特定なし	株式会社心和	和歌山市雄松町一丁目61番地1	令和5年3月1日	令和11年2月28日

(令和5年3月15日掲示済)

和歌山市告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030123321	相談支援事業所ラブリーン	和歌山市汐見町2丁目53番地	地域移行支援、地域定着支援	特定なし	一般社団法人クリエイト	和歌山市植松丁61番地	令和5年3月1日	令和11年2月28日

(令和5年3月15日掲示済)

和歌山市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030123339	相談支援事業所すまーと	和歌山市岩橋1087-12	計画相談支援	特定なし	合同会社サピユイエ	和歌山市岩橋1087-12	令和5年3月1日	令和11年2月28日

3030 1233 21	相談支援 事業所ラ ブグリー ン	和歌山市汐 見町2丁目 53番地	計画相談 支援	特定なし	一般社団 法人クリ エイト	和歌山市植 松丁61番 地	令和5 年3月 1日	令和1 年2 月28 日
--------------------	---------------------------	------------------------	------------	------	---------------------	---------------------	------------------	-----------------------

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市告示第112号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3070 1012 29	相談支援 事業所 すまーと	和歌山市岩 橋1087 -12	障害児相 談支援	特定なし	合同会社 サピユイ エ	和歌山市岩 橋1087 -12	令和5 年3月 1日	令和1 年2 月28 日
3070 1012 11	相談支援 事業所ラ ブグリー ン	和歌山市汐 見町2丁目 53番地	障害児相 談支援	特定なし	一般社団 法人クリ エイト	和歌山市植 松丁61番 地	令和5 年3月 1日	令和1 年2 月28 日

(令和5年3月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年3月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市大谷字垣内428番、429番、430番の一部、431番、431番1、437番の一部、里道、水路	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男
和歌山市馬場字宮ノ前138番3	和歌山市和歌浦東2丁目4番85号 プレシオ・カサ102号室 狗巻伸哉

(令和5年3月6日揭示済)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年3月13日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	5歳以上12歳未満の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
--	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラ	12歳以上の者
--	---------

ン及びイムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。））であって、トジナメラン及びビルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者

（令和5年3月13日揭示済）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告し、令和5年4月1日から適用する。

令和5年3月13日

和歌山市保健所
 所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

- (1) 実施場所 集合契約締結医療機関
- (2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2） （令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2） （令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファミトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-COV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2） （令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-COV-2）（令和3年5月	12歳以上
---	-------

21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びビムエラソメラン又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。））であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者

(令和5年3月13日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年3月13日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市加納字北嶋25番1、25番2、26番1	大阪府八尾市萱振町2丁目83 森田敏行

(令和5年3月13日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第10号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月3日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年3月10日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 和歌山市選挙管理委員会が管理する個人情報の保護に関する規定を廃止する規程について
 - (3) 令和4年10月14日開催和歌山市選挙管理委員会議案第3号（和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について）の訂正について
 - (4) 委員長専決処分について
 - (5) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
 - (6) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げについて
 - (7) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
 - (8) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般

- 選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
- (9) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (10) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
 - (11) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (12) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の投票立会人の選任について
 - (13) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて
 - (14) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所を定めるについて
 - (15) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて
 - (16) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - (17) 和歌山県議会議員一般選挙、衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (18) 和歌山県議会議員一般選挙及び衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - (19) 和歌山県議会議員一般選挙及び衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における開票の場所及び日時について
 - (20) 和歌山県議会議員一般選挙及び衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (21) 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序について
 - (22) 衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
 - (23) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録要領について
 - (24) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について
 - (25) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙公報への掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (26) 和歌山市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務との合同について
 - (27) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙長にする届出等の受理場所について
 - (28) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について
 - (29) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (30) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表場所について

(令和5年3月3日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和4年8月21日執行の和歌山市長選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和4年和歌山市選挙管理委員会告示第63号（和歌山市長選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

令和4年和歌山市選挙管理委員会告示第63号における収支報告書の要旨のうち、和歌山市長選挙候補者吉本昌純の第1回報告分の収入（主たる寄附）の欄中、氏名（団体名）欄に「株式会社オーエスエム」を追加し、寄付額欄に「1,000,000」を追加し、「その他の収入 3,000,000」を「その他の収入 2,000,000」に訂正する。

訂正後の収支報告書の要旨（別紙省略）

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第12号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙、同月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 投票所数 102箇所
- 2 設置場所 別紙のとおり
(別紙省略)

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第13号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙、同月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館
第93投票区 滝畑地区公民館
- 2 閉鎖時刻 午後6時00分

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙及び同月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

開票区	開票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市関戸4丁目	大西勉己	和歌山市古屋	寺井富士

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月23日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を次のように選任する。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

選挙区	選挙長		同職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市関戸4丁目	大西勉己	和歌山市古屋	寺井富士

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙、同月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理人を、次のように選任する。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

（別紙省略）

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行予定の和歌山県議会議員一般選挙、同月23日執行予定の衆議院小選挙区和歌山県第1区選出議員補欠選挙及び和歌山市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理人を次のように選任する。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

（別紙省略）

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月23日執行予定の和歌山市議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録要領を、次のとおり定める。

令和5年3月10日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 基準となる日 令和5年4月15日
- 2 登録を行う日 令和5年4月15日
- 3 異議申出日 令和5年4月16日

（令和5年3月10日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第19号

和歌山市選挙管理委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月15日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

和歌山市選挙管理委員会が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程
和歌山市選挙管理委員会が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年選挙管理委員会告示第32号）
は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

【 教 育 委 員 会 告 示 】**和歌山市教育委員会告示第4号**

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年3月6日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年3月9日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
(1) 人事案件について
(2) その他

（令和5年3月6日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第5号

和歌山市教育委員会臨時会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年3月9日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年3月14日（火） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
(1) 和歌山市中学校給食等実施計画の策定について
(2) その他

（令和5年3月9日揭示済）

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年3月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和5年3月10日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
(1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について

- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について
- (7) 現地調査・事情聴取対象条件の変更について

(令和5年3月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年3月10日揭示済)

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第2号

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局文書取扱規程（平成5年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項第5号中「和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第21条第1項、第31条第1項又は第38条第1項」を「同法第82条各項、第93条各項又は第101条各項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第3号

和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「前2号に規定する書類を提出できない」を「その他特別の事由のある」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 工事の申込みにおいて民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

和歌山市公営企業管理者が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程を公布する。

令和5年3月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第4号

和歌山市公営企業管理者が管理する個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

和歌山市公営企業管理者が管理する個人情報の保護に関する規程（平成20年水道局規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月15日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年3月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号	事業者
和歌山市東長町6丁目20番地 株式会社北山工務店 代表取締役 北山正裕	株式会社北山工務店	和歌山市東長町6丁目20番地	令和5年2月17日	第632号	和歌山市東長町6丁目20番地 株式会社北山工務店 代表取締役 北山正裕

（令和5年3月8日揭示済）

和歌山市企業局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年3月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府大阪市平野区平野西6丁目3番8号 株式会社リュウビ・エンジニアリング 代表取締役 笠井昌志	株式会社リュウビ・エンジニアリング	大阪府大阪市平野区平野西6丁目3番8号	令和5年2月8日	第481号
和歌山県岩出市中黒150番地の13 株式会社柴田設備 代表取締役 柴田美津男	株式会社柴田設備	和歌山県岩出市中黒150番地の13	令和5年2月20日	第482号
和歌山市西庄708番地	萩建設	和歌山市西庄7	令和5年	第504

菽建設 代表者 萩原孝明		08番地	2月24日	号
和歌山市島崎町4丁目24番地の26 堀尾設備 代表者 堀尾博士	堀尾設備	和歌山市島崎町 4丁目24番地 の26	令和5年 2月27日	第484号
和歌山市関戸4丁目3番92号 株式会社関組 代表取締役 関 儀平	株式会社関組	和歌山市関戸4 丁目3番92号	令和5年 2月27日	第483号

(令和5年3月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第11号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和5年3月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第742号
変更年月日	令和5年3月8日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社エクステリアカタヤマ	
営業所所在地	和歌山市古屋182番地の3	
代表者氏名	代表取締役 片山佳明	代表取締役 片山典明

(令和5年3月15日揭示済)

和歌山市企業局告示第12号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により営業所の所在地の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和5年3月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第091号
変更年月日	令和5年3月8日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社長谷川冷機	
営業所所在地	和歌山市西河岸町47番地	和歌山市西浜906番地4
代表者氏名	代表取締役 赤井雅哉	

(令和5年3月15日揭示済)